別表第一号一(3)アの表中

											○										

を

											○										
											○		○								

に改める。

様式第7号の注4の表中

第2条第1項第30号の3に掲げる無線設備		○T		○T
第2条第1項第30号の4に掲げる無線設備		M S		

を

第2条第1項第30号の3に掲げる無線設備	○T
第2条第1項第30号の4に掲げる無線設備	M S

に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第十二号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十九条及び農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第三項の規定に基づき、農業経営基盤強化促進法施行規則及び農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月一日　　農林水産大臣　山本　有二

農業経営基盤強化促進法施行規則及び農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（農業経営基盤強化促進法施行規則の一部改正）

第一条　農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和五十五年農林水産省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二十条中「を市町村の公報に掲載することその他所定の手段」を「について、市町村の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法」に改める。

（農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則（平成二十六年農林水産省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「を都道府県の公報に掲載することその他所定の手段」を「について、都道府県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○総務省告示第六十五号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の二十四の四第二号の規定に基づき、防災対策携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の無線設備の技術的条件を次のように定める。

平成二十九年三月一日　　総務大臣　山本　早苗

一　送信装置の条件

1　等価等方輻射電力は二デシベル（一ワットを〇デシベルとする。）以下であること。

2　搬送波を送信していないときの漏えい電力は、搬送波を送信しているときの平均電力より六〇デシベル以上低い値であること。

二　空中線の条件

送信又は受信する電波の偏波は、右旋円偏波であること。

○総務省告示第六十六号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）別表第二号の四の規定に基づき、平成十六年総務省告示第八百五十九号（無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード表（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月一日　　総務大臣　山本　早苗